

**三木市立みきやま斎場
指定管理者募集要項**

①

令和7年8月

兵庫県三木市

三木市立みきやま斎場 指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集について

本市では、三木市立みきやま斎場において、施設の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	三木市立みきやま斎場
所 在 地	三木市福井字三木山2465番3

(2) 施設概要

敷地面積	14,236.33㎡
延床面積	1階 1,032.65㎡ 2階 378.14㎡ 計 1,410.79㎡
建築面積	1階 1,195.67㎡
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
棟内施設	1階 玄関ホール、告別室、炉前ホール、炉室、収骨室、 収骨ホール、動物見送りホール、霊安室、台車室、 監視室、残灰室、事務室、待合コーナー（39席）、 機械室、倉庫2室、トイレ（男・女・多目的） 2階 炉機械室、自家発電機室、電気室、機械室2室
駐 車 場	小型 24台、大型 4台、身体障がい者用 1台
火 葬 炉	人体炉（大型）5基、動物炉（普通炉）1基、 合計6基
火葬方法	1炉1系列完全独立型台車式
使用燃料	都市ガス（緊急用：プロパンガス）
点火方式	ノズルミックスガスバーナー自動着火方式
再燃方式	1炉1再燃方式
除塵方式	慣性衝突式フィルター方式
冷却方式	前室冷却

(3) 供用開始

平成20年4月

3 年間火葬件数実績

(1) 人 体	令和3年度	891件 (死産児、医療汚物を除く)	
	令和4年度	981件 (")
	令和5年度	965件 (")
	令和6年度	1,079件 (")
(2) 動 物	令和3年度	3,887件 (うち有料分	779件)
	令和4年度	3,738件 ("	751件)
	令和5年度	3,531件 ("	733件)
	令和6年度	2,853件 ("	735件)

4 指定管理者の指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

- ① 指定の期間は、令和7年12月議会での議決を経て、正式に確定します。
- ② 指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 業務内容

- ① 火葬業務に関すること。
- ② 動物火葬施設の使用許可及び利用料金の收受業務に関すること。
- ③ 火葬場の施設・設備の維持管理業務に関すること。
- ④ 各種報告に関すること。
- ⑤ その他火葬場の管理運営に関すること。

(2) 留意事項

- ① 業務の内容の詳細は、「三木市立みきやま斎場指定管理者業務仕様書」を参照すること。
- ② 管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わすことはできないものとする。ただし、業務の一部について、市の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができる。

6 指定管理者が行う管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

墓地、埋葬等に関する法律、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法令、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令、三木市公の施設の指定管理者の指

定手続等に関する条例、三木市立火葬場の設置及び管理に関する条例、三木市立火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則、個人情報保護に関する法律及び三木市個人情報保護法施行条例その他管理運営に適用される法令等の規定に従い、管理運営を行うこと。

(2) 休場日及び開場時間

① 休場日

1月1日及び市長が必要と認める日とする。

② 開場時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他の基準

① 公平・公正で、かつ中立性を確保すること。

② 業務に関連して取得した個人情報を適正に取り扱うこと。

③ 業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については三木市情報公開条例に規定する公文書に準ずるものとして管理を行うこと。

④ 接遇マナーの向上に努めること。

7 管理に要する経費

(1) 指定管理料（業務委託料）

市は施設管理に要する経費を指定管理料として支払います。ただし、施設の指定管理料の基準額は、下記基準額を上限とします。事業計画及び収支計画の立案は、基準額の範囲内で提案することとします。

なお、指定管理料の支払いについては、指定管理者と協議を行い、年度ごとの単年度協定に定める額を支払うものとします。

5年度合計 基準額（上限額）：170,000千円（消費税額等含む）

(2) 動物火葬施設の利用料金

動物火葬施設の利用者から徴収する利用料金は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者の収入とし、管理運営費に充てるものとします。

8 指定管理者の募集及び選定

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和7年8月12日（火）から令和7年9月12日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く）

② 配布場所

三木市市民生活部市民課窓口（市役所3階）において配布するほか、三木市ホームページにも掲載します。

（2）現地説明（見学）会の実施

募集要項の説明会とみきやま斎場の見学会を行います。

- ① 日 時：令和7年8月21日（木）午前10時から1時間程度
- ② 場 所：みきやま斎場待合コーナー
- ③ 申込方法：法人名又は団体名及び参加予定者名（各団体2名まで）を明記（任意様式）し、FAX又は電子メールで8月18日（月）までに「15 問い合わせ及び申請書提出先」へお申し込みください。

（3）質疑及び回答

① 質疑方法

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、質問書（様式6）に質問内容を記入の上、FAX又は電子メールに添付して、「15 問い合わせ及び申請書提出先」へ送付してください。

② 受付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年8月26日（火）午後5時まで

③ 回答方法

回答は、令和7年9月2日（火）までに電子メールで回答します。質疑内容が業者独自の提案にかかると本市で判断されるものについては、当該法人等のみ回答し、それ以外については質問者全員に回答します。

9 申請の方法

（1）提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 法人または団体の概要（様式2）
ただし、グループ申込の場合は、様式2の1及び様式2の2
- ③ 事業計画書（様式3）
- ④ 収支計画書（様式4の1及び様式4の2）及び管理運営経費見積書（様式5）
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ⑥ 役員名簿及び履歴書
- ⑦ 指定申請の日の属する事業年度の前年度における法人等の財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書など財務状況がわかる書類
- ⑧ 指定申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容、組織、実績等の概要がわかるもの
- ⑩ 業務に配置する人員体制について指揮命令系統がわかる組織図及び人員体制表
- ⑪ 税の滞納がないことを証明するもの（国税・本社所在地の都道府県税・市町村

税の納税証明書)

⑫ その他必要な書類

(2) 申請期間

令和7年8月29日(金)から令和7年9月12日(金)まで
(土曜日及び日曜日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後0時45分を除く。)

(3) 提出部数

正本1部及び副本12部(副本は複写可)

(4) 申請書の提出場所

三木市市民生活部市民課

三木市上の丸町10番30号 市役所3階

TEL 0794-82-2000(内線2377)

FAX 0794-82-2095

(5) 提出方法

持参(郵送での受付はいたしません。)

(6) その他

① 申請後において辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

② 申請及び協定の締結に際して必要となる経費等は、全て申請者の負担とします。

③ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

10 応募資格と欠格事項

(1) 応募資格

火葬場の管理運營業務に精通し、当該施設を安全かつ円滑に、又継続的な管理運営ができる法人又は団体(以下「法人等」という。)とし、次の各要件を全て満たすものとします。個人での応募はできません。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めてください。この場合、代表団体及び構成団体いずれも応募資格を満たしていることが必要です。また、グループ応募の各構成団体は、複数のグループの構成団体になることができないほか、単独での応募もできません。

① 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体でないこと。

② 役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処されている者がいないこと。

③ 法人税等の税の滞納がないこと。

④ 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市から入札の参加者資格を取り消されていないこと。

⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての指定を取り消され、その取消の日から3年を経過していない団体でないこと。

- ⑦ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から1年を経過していない団体でないこと。
- ⑧ 「8（2）現地説明（見学）会の実施」に参加した団体であること。
ただし、グループ申込の場合、代表団体若しくは構成団体のうち、いずれか1者は必ず参加すること。

（2）欠格事項

申請者が次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 申請者及びその代理人等関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員に個別に接触した場合
- ② 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 所定の申請書類が提出期限までに整わなかった場合
- ④ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

1.1 審査及び選定

（1）選定方法

三木市指定管理者選定委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。

（2）面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を実施します。面接を実施する法人等には、日時（10月中旬頃を予定）、場所、出席人数等について後日連絡します。

（3）選定基準

選定委員会は、審査基準（別表）に基づき、公平かつ適正に審査し、選定します。

（4）選定結果の公表

指定管理者の候補者を選定後、応募された法人等に対して、令和7年11月初旬に文書で選定結果を通知します。応募書類及び審査に係る書類は、原則として公開しません。

1.2 協定の締結

議会の議決を経た後、令和8年2月上旬を目途に、指定された指定管理者と指定管理に関する正式な協定を締結します。

なお、協定は指定期間全体を通じて適用する事項を定めた基本協定と指定管理料など年度毎に取り決めるべき事項を定めた年度協定とします。

1 3 事業計画書と事業報告書

指定管理者は、次年度が始まるまでに、基本協定に定められた事項を記載した次年度の事業計画書を提出するものとします。また、毎年度終了後60日以内に、三木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例で定められた事項を記載した事業報告書を提出するものとします。

1 4 管理運営準備と引継ぎ

指定された指定管理者は、指定期間の始期（令和8年4月1日）から円滑に業務が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後、速やかに管理運営の準備を開始し、市又は市が指定するものとの引継ぎを行うこととします。

1 5 問い合わせ及び申請書提出先

三木市市民生活部市民課（担当：長谷川、吉本）

TEL 0794-82-2000（内線2377）

FAX 0794-82-2095

E-mail shimin@city.miki.lg.jp

(別表) ■ 審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 サービス向上・効用の最大限発揮	(1) 管理運営方針は適切か。	40
	(2) 維持管理計画は効率的かつ適切なものとなっているか。	
	(3) 火葬場を円滑に運営するための研修・訓練等が適正に行われる計画となっているか。	
	(4) 交代要員も含め適正な職員配置となっているか。	
	(5) サービスの向上を図る計画となっているか。	
	(6) 秘密の保持及び個人情報保護について記載されているか。	
	(7) 環境管理方策は示されているか。	
	(8) 緊急時対応は示されているか。	
2 運営能力	(1) 応募団体が火葬場管理者として、業務を適正かつ円滑に、継続して遂行する能力を有しているか。	20
	(2) 経営状況、財務状況に問題はないか。	
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力があるか。	
	(4) 火葬場の運営に関する知識、経験を有しているか。	
3 管理運営経費	(1) 提案価格	40